

求人者・求職者の皆様へ

事業所名 公益社団法人岐阜県森林公社
森のジョブステーションぎふ無料職業紹介所
許可番号（21-ム-300023）

職業安定法第33条第4項、職業安定法施行規則第25条に則り、下記の項目を明示しますので、内容をご確認ください。

また、事業についてご不明な点がございましたら、当事業所までお問い合わせください。

1 取扱職種の範囲等

当事業所が無料職業紹介事業で取り扱う職種の範囲等は以下のとおりです。

- ・職種は、林業の職業
- ・地域は、求人者は岐阜県、求職者は国内

なお、以下に該当する求人者からの学校卒業申込者等であることを条件とした求人は取り扱いません。

○若者雇用促進法第11条によって、公共職業安定所が不受理とすることができる求人者に該当する旨の自己申告があった求人者

2 苦情の処理に関する事項

苦情処理の責任者は、当事業所の職業紹介責任者となります。

苦情の申出があった場合は誠意をもって対応いたします。

- ・連絡先 0575-33-4011（代表）

3 求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項

当事業所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は、「個人情報適正管理規程」に基づき、適正に取り扱います。当事業所の「個人情報適正管理規程」は以下のとおりです。

第1条 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は、森のジョブステーションぎふ無料職業紹介所の職員とする。個人情報取扱責任者は職業紹介責任者とする。

第2条 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う1に記載する事業所内の職員に対し、個人情報取扱いに関する教育・指導を年1回以上実施することとする。また、職業紹介責任者は少なくとも5年に1回は職業紹介責任者講習会を受講するものとする。

第3条 取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正（削除を含む。以下同じ。）の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときには、遅滞なく訂正を行うものとする。また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に努めることとする。

第4条 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理の担当者は、職業紹介責任者とする。

第5条 本規程に定めない個人情報の取扱いについては、公益社団法人岐阜県森林公社の個人情報保護に関する規程による。

4 その他

求人票及び求職票の有効期限は、原則として受理の日から起算して5か月後の月末までとします。